

三木町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の 人件費率
3年度	27,432 人	千円 13,193,258	千円 824,826	千円 2,046,085	% 15.5	% 13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

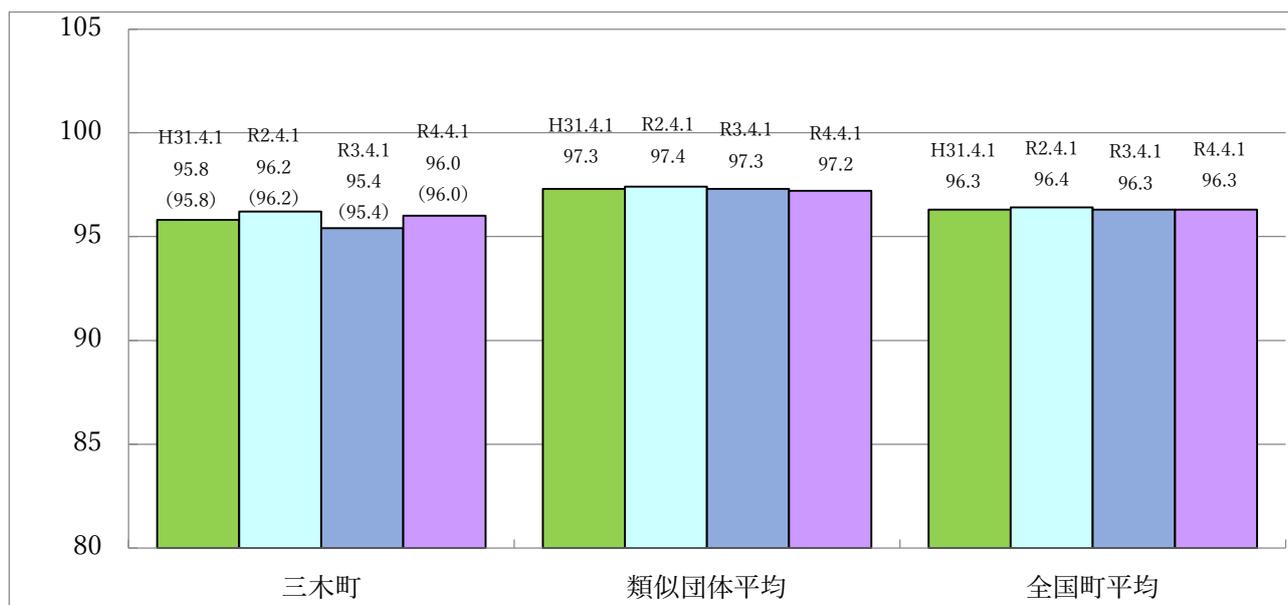
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 187	千円 635,090	千円 141,043	千円 253,386	千円 1,029,519	千円 5,505	千円 5,730

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4年度	円 360,322	円 359,508	円 814 (0.23%)	% 0.21	% 0.34	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
4年度	月 4.39	月 4.30	月 0.09	月 0.10	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 3% に対し、三木町においても 3% を支給。

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。

（参考）

	各年度の支給割合									
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		4 月 1 日 時点	遡及 改定後							
国基準によ る支給割合	0 %	1 %	2 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
三木町の支 給割合	0 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三木町	40.2 歳	300,600 円	369,608 円	331,615 円
香川県	42.6 歳	320,171 円	411,612 円	361,937 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.3 歳	303,712 円	368,373 円	337,556 円

②技能労務職

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三木町	49.1 歳	7 人	220,000 円	246,643 円	241,543 円
うち給食調理員	49.1 歳	7 人	220,000 円	246,643 円	241,543 円
香川県	53.9 歳	9 人	318,186 円	341,496 円	335,362 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円
類似団体	51.8 歳	7 人	296,760 円	327,900 円	315,452 円

区分	民 間			参考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三木町	—	—	—	—
うち給食調理員	飲食物調理従事者	41.3 歳	245,300 円	1.00

区分	【参考】年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三木町	—	—	—
うち給食調理員	3,928,016 円	3,286,400 円	1.19

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 30 年から令和 2 年の 3 カ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三木町	36.6 歳	259,000 円	316,631 円
香川県	41.9 歳	348,277 円	392,240 円
類似団体	39.9 歳	289,147 円	325,586 円

- (注)
- 1 「平均給料月額」とは、4 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（4 年 4 月 1 日現在）

区 分		三 木 町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700 円	191,700 円	182,200 円
	高 校 卒	154,900 円	158,900 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（4年4月1日現在）

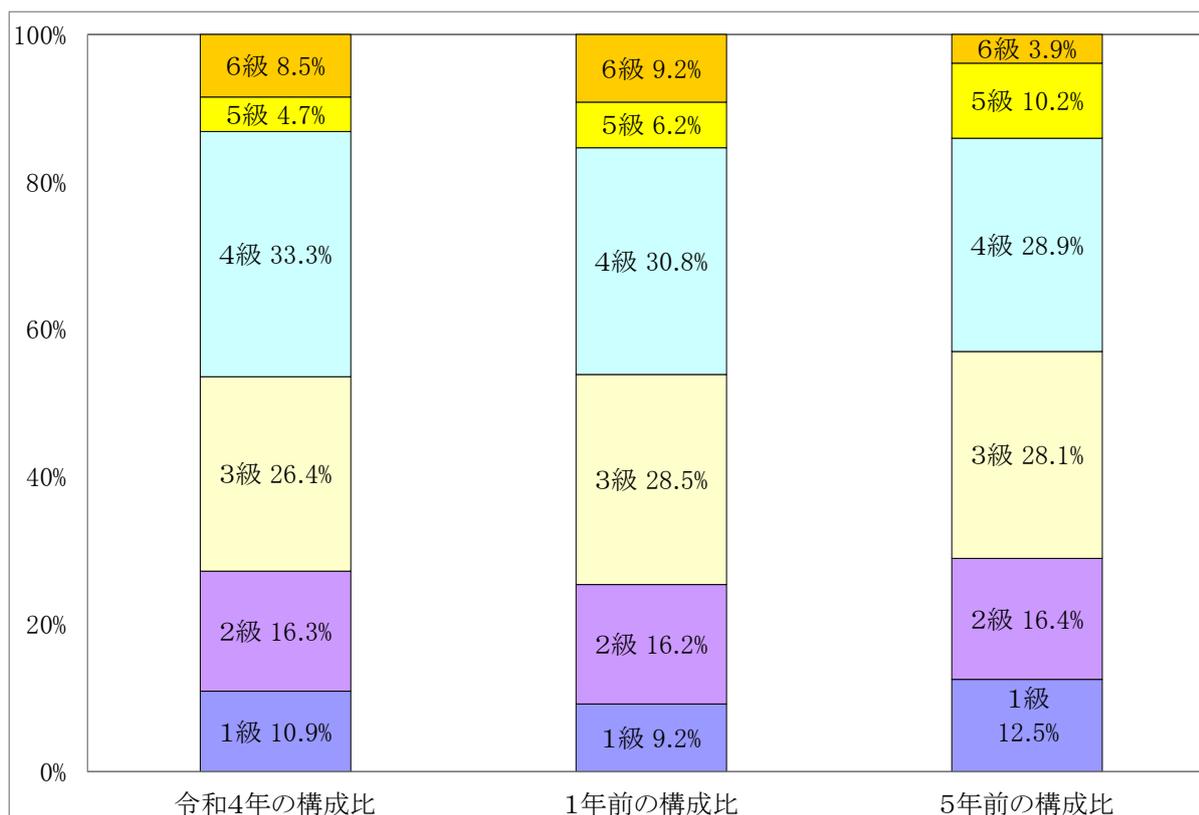
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,600 円	359,800 円	373,100 円	386,600 円
	高校卒	0 円	0 円	0 円	0 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

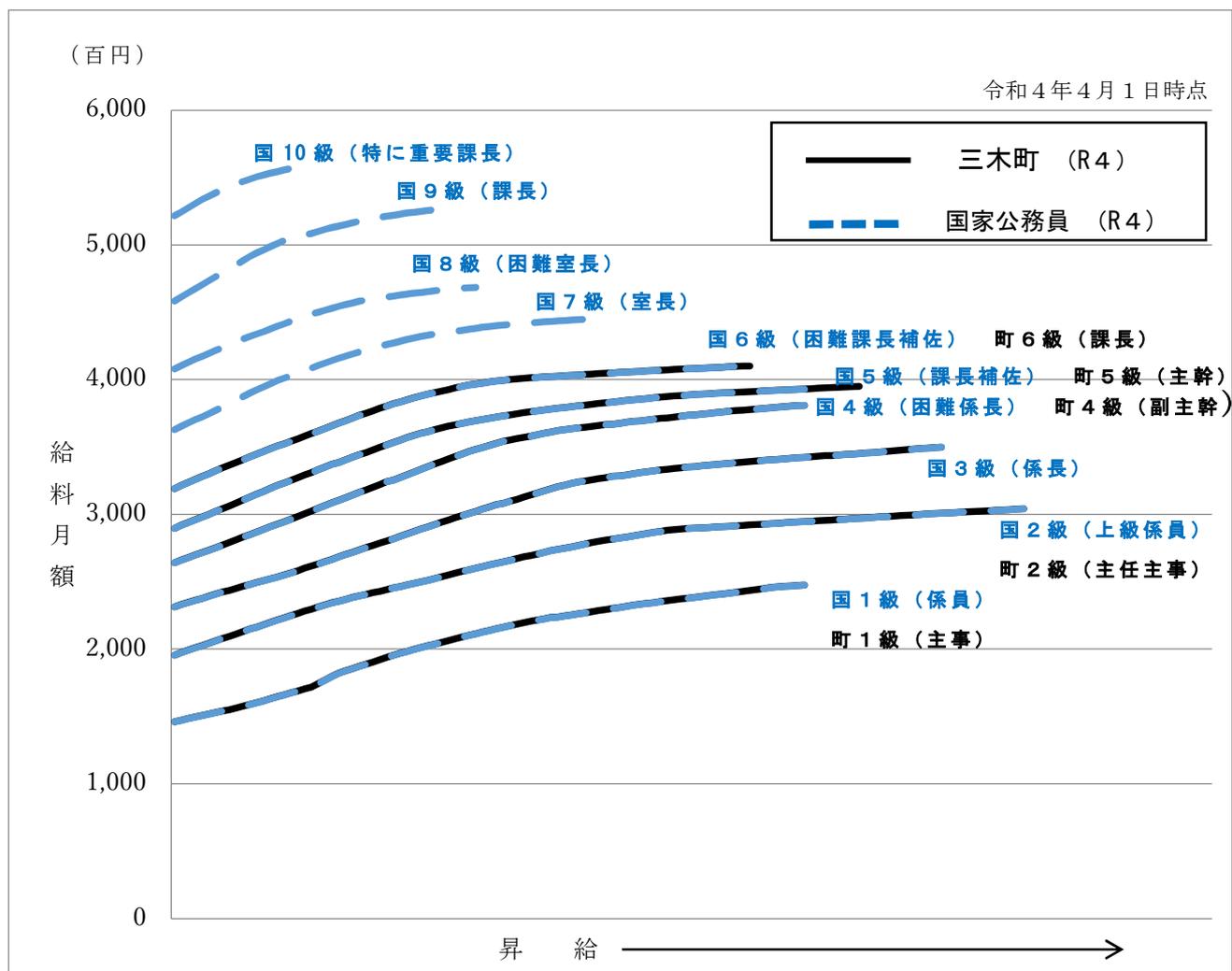
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	11 人	8.5 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長・主幹	6 人	4.7 %	289,700 円	395,000 円
4 級	課長補佐・副主幹	43 人	33.3 %	264,200 円	381,000 円
3 級	係長・主査	34 人	26.4 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主任主事	21 人	16.3 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事	14 人	10.9 %	146,100 円	247,600 円

- (注) 1 三木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三木町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 木 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (3年度) 1,313 千円	1人当たり平均支給額 (3年度) 1,650 千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三木町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

三 木 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額 11,306 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		20,150 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		99,752 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
三木町	3 %	202 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		— %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （3年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫業務従事 手当	一般行政職、 看護・保健職	感染症法に規定す る感染症の病菌に 汚染された区域で 行う患者の看護及 び病菌の処理作業	0 千円	日額 3,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	52,695 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	266 千円
支給実績（3年度決算）	59,357 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	366 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （3年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者6,500円 ・子10,000円 ・父母等6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子 1人につき 5,000円加算	同	—	19,081 千円	224,482 円

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃—12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額—23,000円) / 2 + 11,000円 ※最高支給限度額 27,000円	異	国： ・家賃27,000円以下 家賃—16,000円 ・家賃27,000円超 (家賃の額—27,000円) / 2 + 11,000円 ※最高支給限度額 28,000円	11,986 千円	235,020 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用する職員、自動車等を使用する職員等に支給 【公共交通機関利用者】 ・6箇月定期等低廉な価格による運賃等相当額、上限55,000円 【交通用具等使用者】 ・片道の距離に応じて2,700円から30,700円	同	—	8,557 千円	58,610 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものについて支給 ・31,000円から65,000円	同	—	17,555 千円	531,970 円
宿日直手当	宿日直業務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき4,400円	同	—	4,286 千円	39,321 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給	同	—	71 千円	35,500 円

	<p>(大規模な災害または重大な事件が起こった場合の緊急性を有する業務を処理するための勤務に限る。)</p> <p>・勤務1回につき、職務に応じ12,000円内</p>				
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給</p> <p>・30,000+加算額(配偶者住居との距離に応じ8,000円~70,000円)</p>	同	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	850,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 580,800 円
	副 町 長	638,000 円	760,000 円 / 522,000 円
報 酬	議 長	373,000 円	499,000 円 / 252,000 円
	副 議 長	310,000 円	430,000 円 / 202,000 円
	議 員	284,000 円	400,000 円 / 174,000 円
期 末 手 当	町 副 町 長	(3年度支給割合) 2.40 月分	
	議 副 議 長 員	(3年度支給割合) 2.40 月分	
退 職 手 当	町 副 町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×勤続期間の月数×36.5/100 14,892,000円 退職した日から起算して 1月以内	
	備 考	給料月額×勤続期間の月数×22.0/100 6,737,280円 退職した日から起算して 1月以内	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

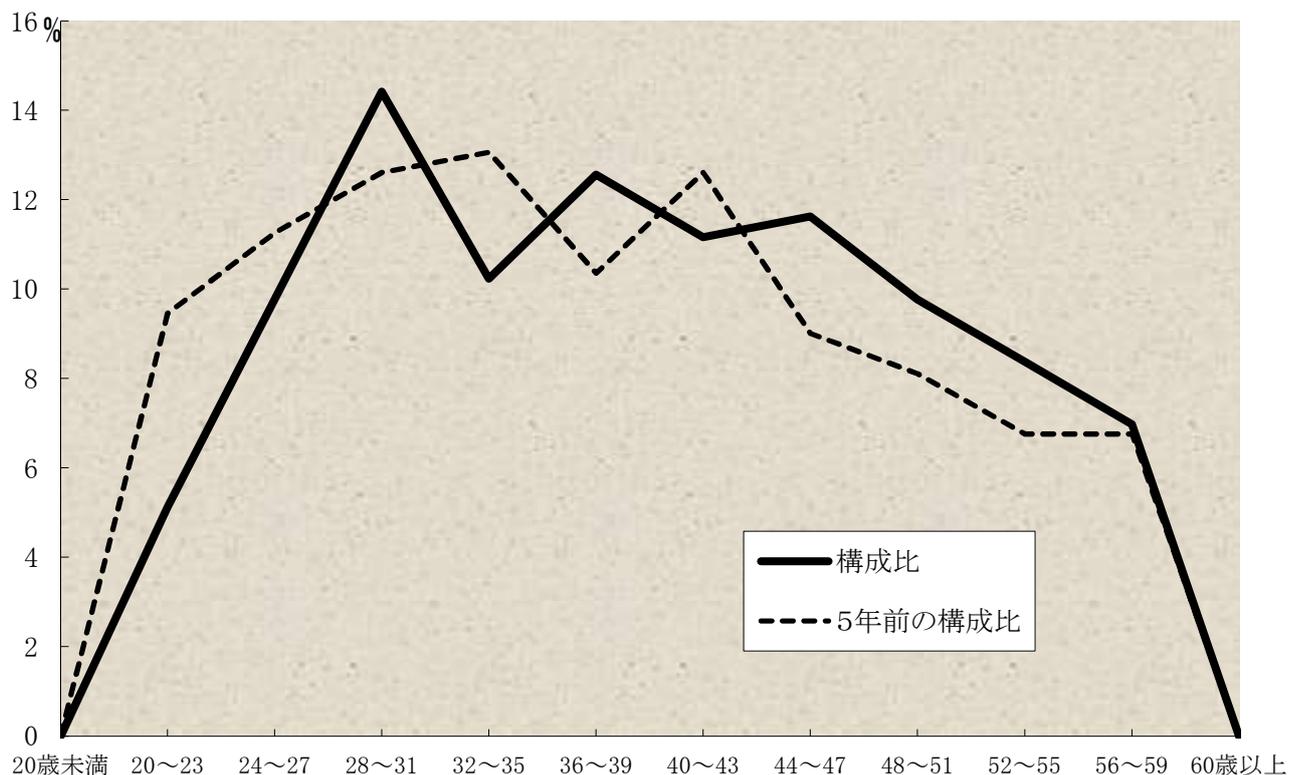
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	業務量の増加等のため 1 欠員補充等 ▲3 事務の民間委託等のため 2 新型コロナウイルスワクチン接種事業のため ▲1 県との人事交流に伴う出向解除 1 欠員補充 ▲1 県との人事交流に伴う出向
		総務企画	36	38	2	
		税務	10	11	1	
		民生	49	46	▲3	
衛生		16	18	2		
農林		12	11	▲1		
商工		7	8	1		
土木	11	10	▲1			
	計	144	145	1	<参考> 人口1万当たり職員数 52.86 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 52.42 人)	
	教育部門	43	45	2	欠員補充	
	小計	187	190	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.26 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 66.17 人)	
公営企業計等部門	水道	7	7	0	欠員不補充	
	下水道	7	7	0		
	その他	12	11	▲1		
	小計	26	25	▲1		
合計		213 [232]	215 [232]	2 []	<参考> 人口1万当たり職員数 77.65 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(4年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	11 人	21 人	31 人	22 人	27 人	24 人	25 人	21 人	18 人	15 人	0 人	215 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	29 年	30 年	31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	148	147	144	147	144	145	▲3(▲2.0%)
教育	44	45	47	46	43	45	1(2.2%)
普通会計計	192	192	191	193	187	190	▲2(▲1.0%)
公営企業等会計計	30	31	30	27	26	25	▲5(▲16.6%)
総合計	222	223	221	220	213	215	▲7(▲3.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。